

令和8年度地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実行におけるデジタル技術活用手法検証等委託業務
質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書3.（1）②に「市町村による区域施策編の策定・改定等の作業について、生成AI等を活用しながら伴走支援を行う」とあることから、基本的には区域施策編の策定・改定が完了するところまで伴走することが求められているものと理解しております。他方で、本業務の目的は「市町村が計画の策定・実行に生成AIを用いるに当たっての方法論、留意点等を、環境省が他の市町村に展開可能な形式で整理すること」とされており、生成AI等の活用による作業の効率化及び事務負担の軽減の在り方を取りまとめることが主眼であるものと理解しております。つきましては、生成AI等の活用に係るノウハウの蓄積と体系化が十分に達成され、その成果が成果物に反映されている場合において、対象市町村側の事情等により令和9年3月までの業務期間内に策定・改定の作業が途中となる団体が生じたとしても、本業務の履行として認められ得るとの理解でよろしいでしょうか。	本業務は、区域施策編の策定・改定そのものの完了のみを成果とするものではなく、生成AI等の活用による支援手法や留意点等を整理し、他自治体へ展開可能な形で取りまとめることを重視しています。したがって、自治体側の事情により策定・改定作業が継続中となる場合であっても、受託者が十分な伴走支援及び成果の整理を行っている場合には、その内容を踏まえて履行状況を判断します。
2	上記に関連して、本業務における生成AI等の活用の位置づけについてご教示ください。対象市町村の職員自身が業務の中で生成AI等を使いこなし、自治体内に定着させることに力点があるのか、あるいは受託者が生成AI等を用いて支援を行い、その過程を通じて生成AI等の適用可能性と限界を検証・評価することに力点があるのか、いずれの比重が高いものかと想定されておりますでしょうか。前者であれば、市町村が自ら調達・利用可能なサービスの範囲でツールを選定し、職員向けの研修や操作支援に相応の比重を置く必要があります。後者であれば、検証の精度を優先したツール選定と分析設計が中心となるような想定でございませう。	いずれか一方に限定するものではありません。自治体職員による活用のしやすさにも配慮しつつ、生成AI等を用いた支援手法の検証及び評価を行う提案を期待しています。
3	「区域施策編を未策定又は改定予定の団体」とありますが、「改定予定」の判断基準についてご教示ください。改定時期が令和9年度以降となる団体や、庁内での検討段階にとどまる団体も対象に含めてよいでしょうか。	厳格に求めるものではありませんが、令和9年度末までに区域施策編の改定を予定している団体を対象とすることが望ましいです。
4	評価基準表2. 1の「加点の採点」欄に「本業務の対象となる3自治体と、事業実施に関し、合意を一定程度適切に図っていること（※合意形成の進捗状況等に応じて評価する）」とありますが、仕様書3.（1）①では対象市町村は「環境省と協議の上で候補を選定し（中略）承諾を得た上で決定」とされています。提案書提出時点では、あくまで候補として提示するという位置づけと理解しておりますが、どの程度の合意を想定されているかについてご教示ください。担当課長級からの口頭による内諾で足りるのか、文書による参画意向の表明までを求めるのか、想定される水準をお示しいただけますと幸いです。	提案書提出時点では候補市町村との協議状況を評価対象とします。最終的な対象市町村は契約後に環境省と協議の上で決定しますが、提案時点において可能な限り参画の意向確認及び承諾取得を行っていただけると幸いです。
5	本業務の検証結果として、生成AI等の活用が適さない、又は現時点では活用が困難と考えられる業務・工程について、生成AI等を用いず人が担うべき事項として整理・提示することは可能でしょうか。仕様書3.（2）にいう「方法論、留意点等」には、生成AI等の活用が有効な場面だけでなく、活用を避けるべき場面や人による判断・検証を要する場面の整理も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。全国の市町村への横展開に当たっては、活用可能な範囲とその限界を併せて示すことが実務上有用と考えております。	可能です。生成AI等の活用が有効な場面のみならず、活用が困難な場面や人による判断が必要な場面の整理についても、本業務における成果の一部として想定しています。
6	仕様書7「その他」（3）にJIS X 8341-3:2016等に基づく「静的コンテンツのみのホームページ作成」の規定があり、3.（7）にも「Webサイト用データ」への言及がありますが、本業務においてはWebサイトの構築・更新は含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	本業務においてはWebサイトの構築・更新作業は予定していません。

7	別添4「提案書作成様式」の「2. 1 仕様書3（1）の業務内容」及び「2. 2 仕様書3（2）の業務内容」等について、「A4版1枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれA4版1枚以内ずつとする」とあります。 ・2. 1について、支援対象となる3自治体ごとに異なる課題及び伴走支援内容を提案する場合、各自治体に対する提案をそれぞれ1事項と整理し、自治体ごとにA4版1枚、合計3枚以内で記載することは可能でしょうか。 ・2. 2についても、複数の検証手法又は成果物を提案する場合、それぞれを1事項として、複数ページで記載することは可能でしょうか。 ・提案書全体としての枚数上限はありますでしょうか。各項目に指定された枚数の合計が上限との理解でよろしいでしょうか。 ・別添4「4. 2 従事者の実績、能力、資格等」には枚数の指定がありませんが、上限はありますでしょうか。 ・提案書作成・審査要領Ⅰ. 1. 3）の添付資料について、枚数制限はありますでしょうか。また、添付資料は各評価項目に指定された枚数に算入されますでしょうか。	・2. 1について、自治体ごとにA4版1枚、合計3枚以内で記載いただいて差し支えありません。 ・2. 2について、複数の事項を提案する場合はそれぞれA4版1枚以内ずつとして差し支えありません。 ・提案書全体としての枚数上限は設けていません。 ・4. 2について、枚数の上限はございませんが、本業務に従事する主たる担当者、主たる担当者以外であって本業務に従事する者についてご提出ください。 ・添付資料についても特段の枚数制限は設けていませんが、必要最小限としてください。
8	評価基準表の2. 1において、「本業務の対象となる3自治体と、事業実施に関し、合意を一定程度適切に図っていること」とあります。 ・提案書提出時点で求められる合意形成の程度について、自治体担当部署への事前説明及び参加意向の確認をもって評価対象となるとの理解でよろしいでしょうか。 ・3自治体すべてについて合意が得られていることが必要でしょうか。一部の自治体について意向確認の途上である場合、当該項目の基礎点の基準は満たさないこととなりますでしょうか。 ・自治体からの承諾書、意向確認書、メール等の書面を提案書に添付することは必要でしょうか。必要な場合、書式の指定はありますでしょうか。	・提案書提出時点では候補となる自治体との協議状況を評価対象とします。 ・3自治体全てから合意を得ている必要はありませんが、合意形成の程度は加点評価において考慮します。 ・承諾書等の提出は必須ではありませんが、必要に応じて疎明資料を添付いただくことは差し支えありません。
9	仕様書3（1）①において、対象市町村は、区域施策編を「未策定又は改定予定の団体」とあります。 ・「改定予定」には、令和8年度中に改定を完了する団体だけでなく、本業務期間中に改定に向けた基礎調査、庁内検討、骨子作成等に着手し、令和9年度以降に計画を改定する団体も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 ・区域施策編を策定済みであり、本業務期間中に改定の要否検討及び基礎調査に着手する段階の団体も、「改定予定の団体」に含まれますでしょうか。	・厳格に求めるものではありませんが、令和9年度末までに区域施策編の改定を予定している団体を対象とすることが望ましいです。 ・区域施策編を策定済みの団体であっても、令和9年度末までの改定を予定している場合には対象となり得ます。
10	評価項目5「組織の実績」及び4. 2「従事者の実績、能力、資格等」について、共同事業実施協力者又は再委託先の組織実績及び従事者を記載し、評価の対象とすることは可能でしょうか。可能な場合、様式（受託形態欄等）の記載方法と、実績を証明する書類（契約書写し等）の添付方法をご教示ください。	評価項目5「組織の実績」は、提案者の実績を評価対象とします。再委託先の実績については評価対象とはしません。 評価項目4. 2「従事者の実績」は、所属組織を問わず、本業務に配置する者本人の実績を評価対象とします。評価項目4. 1「執行体制、役割分担等」にて業務執行体制を示した上で、4. 2にて配置者の実績をお示しください。

11	・契約後、候補市町村側の事情により参画が困難となった場合、環境省と協議の上で対象団体を変更することは可能でしょうか。 ・提案書に記載した候補市町村名が、入札結果の公表又は情報公開請求により公にされる可能性がありますでしょうか。候補自治体への説明に当たり必要となるため、ご教示ください。	・対象自治体の変更の必要が生じた場合は、個別事情を踏まえて環境省と協議してください。 ・提案書は行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づき開示対象となる場合があります。
12	仕様書 3（4）に「要点を整理して現行の分量から大幅に減らし 4～8 ページ程度とする」とあります。 ・① これは「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第 5 版）」全体を 4～8 ページに再構成する趣旨でしょうか、それとも現行版とは別に要点版・概要版を新たに作成する趣旨でしょうか。 ・受託者の作業範囲は改訂案（本文・構成案）の作成まででしょうか、レイアウト・デザイン・図表作成及び公表用データの作成まで含みますでしょうか。	・「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第 5 版）」全体を 4～8 ページに再構成する趣旨です。 ・改定案（本文・構成案）の作成にとどまらず、レイアウト・デザイン・図表作成及び公表用データの作成を含みます。